

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士/京都大学大学院 医学研究科 講師

民事関係手続デジタル化法、ADR法、地方自治法などが改正され、さまざまな手続きのデジタル化が可能となった。不正競争防止法等改正、性的姿態撮影等処罰法成立によりデジタル化の弊害が是正された。

■はじめに

2023年春の通常国会（第211回国会）、同年秋の臨時国会（第212回国会）では、資料3-1-1の通り多くのインターネット関連法案が可決成立した。以下、例年通り、成立した個々の法案を、成立日順に説明する。

■景品表示法に関する令和5年内閣府告示第19号

この告示は、景品表示法に基づく「ステルスマーケティング規制」に関するものである。法律ではなく告示であるが、同法による規制であり、インターネットに強く関係するため説明を加える。

同法は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的・合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限・禁止について定めることにより、一般消費者の利益保護を目的とする法律である。違反行為は、内閣総理大臣の指導・助言、勧告・公表、及び報告徴収・立入検査等の対象となるほか、適格消費者団体の差止請求権等、罰則の対象となることもある。この法律は不当表示（優良誤認表示・有利誤認表示・指定告示）を禁止しており（同法5条）、この場合には、

さらに措置命令、課徴金の対象となる。

この指定告示として、2023年3月28日に出されたのが「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和5年内閣府告示第19号）である。

これはSNSなどによるステルスマーケティング規制を含んでおり、その内容を具体化するものとして、同日付けで消費者庁長官決定「『一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示』の運用基準」が公表された。

これによって、事業者が第三者に依頼・指示して行わせるSNSなどによる消費者向けのステルスマーケティングについては、「広告」という文言など、広告であることを消費者が判別できる表示を付けなければならなくなった。

同年10月1日に施行されている。

■民事関係手続デジタル化法

正式名称は「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」である。

それに先立ち、2022年に「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）で、民事訴訟手続のデジタル化が定められた。具体的には、①インターネットを利用した申立て等の実

法令（成立日順）	成立日	公布日
景品表示法に関する令和 5 年内閣府告示第 19 号	2023 年 3 月 28 日	(2023 年 10 月 1 日施行)
民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（関係法律一括改正）	同年 4 月 14 日	同年 6 月 14 日
ADR 法（改正）	同年 4 月 21 日	同年 4 月 28 日
地方自治法（改正）	同年 4 月 26 日	同年 5 月 8 日
景品表示法（改正）	同年 5 月 10 日	同年 5 月 17 日
刑事訴訟法（改正）	同 上	同 上
著作権法（改正）	同年 5 月 17 日	同年 5 月 26 日
次世代医療基盤法（改正）	同 上	同 上
放送法・電波法（改正）	同年 5 月 26 日	同年 6 月 2 日
番号利用法（改正）	同年 6 月 2 日	同年 6 月 9 日
不正競争防止法等（改正）	同年 6 月 7 日	同年 6 月 14 日
デジタル社会形成基本法等（改正）	同年 6 月 14 日	同年 6 月 16 日
性的姿態撮影等処罰法	同年 6 月 16 日	同年 6 月 23 日
金融商品取引法等（改正）	同年 11 月 20 日	同年 11 月 29 日
社債、株式等の振替に関する法律等（改正）	同 上	同 上

出所：筆者が作成

現、②期日におけるウェブ会議等の活用、③判決等の事件記録の電子化、である。

この令和 4 年法律第 48 号に続き、2023 年成立の「民事関係手続デジタル化法」では、民事訴訟以外の民事裁判手続もデジタル化された。対象となる民事関係手続は、民事執行、倒産手続、家事事件、非訟事件等である。それらについて、①インターネットを利用した申立て等、②期日におけるウェブ会議等の活用、③事件記録の電子化、④判決の電子化対応（正本等の提出省略）、が図られた。ただし、「民事関係手続デジタル化法」という新しい法律が制定されたわけではなく、上記に関係する民事執行法その他の一連の複数の関係法律を、一括して改正するというものである。

公布（2023 年 6 月 14 日）後 5 年以内の、別途、政令で定める日（本稿執筆段階では未定）までに、段階的に施行される予定である。

「民事関係手続デジタル化法」には、公正証書に係る一連の手続に関するデジタル化も含まれて

いる。公正証書とは、私人（個人又は法人）からの囑託によって、公務員である公証人がその権限に基づいて作成する公文書のことである。

これまで公正証書は、書面・対面手続に限られてきた。この改正によって、①公正証書の作成の申請を、インターネットを利用して、電子署名を付して行うことが可能になり、②公証人の面前での手続について、囑託人（申請者）が希望し、かつ、公証人が相当と認めるときは、ウェブ会議を利用して行うことを選択できるようになるとともに、③公正証書の原本は、原則として、電子データで作成・保存し、公正証書に関する証明書（正本・謄抄本）を電子データで作成・提供することを囑託人が選択できるようになった。

こちらは、公布（2023 年 6 月 14 日）後 2 年 6 月以内の、別途、政令で定める日（本稿執筆段階では未定）に施行される予定である。

■ ADR 法の改正

正式名称は「裁判外紛争解決手続の利用の促

進に関する法律」である。裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続である。2023年改正によって、手続のオンライン化が可能となった。

経済取引の国際化の進展等の情勢の変化に鑑み、裁判外の民間ADRの利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図る観点からの改正である。最新の国際水準に対応する形で一体的に強化するため、併せて「仲裁法」も改正され、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」も制定された。

■地方自治法の改正

地方自治法も改正された。この改正によって、地方議会に係る手続をオンラインにより行うことが可能になった。具体的には、議会等がオンラインによる通知を行うことなどが可能になる。

また、「指定公金事務取扱者制度」が創設された。普通地方公共団体の長が指定するものに、公金事務（公金の徴収・収納又は支出に関する事務）を委託することができるものとする。これによって、今後は上下水道料金のような公金の徴収・収納等を、外部の事務取扱者に委託して、オンラインで徴収する途が開かれた。

一部を除き、2024年4月1日から施行される。

■景品表示法の改正

景品表示法に関する内閣府告示については前述したが、2023年5月には同法それ自体も改正されている。改正点は多岐にわたるが、サイバー法に関係する部分に限定して解説する。

従来同法は、課徴金に関し、特定の消費者へ一定の返金を行った場合に当該課徴金額から当

該金額が減額される返金措置を定めてきたが、返金方法として金銭による返金に加え、この改正によって、第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）によることも、新たに許容されることになった（10条）。

■刑事訴訟法の改正

この改正（令和5年法律第28号）によって、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保を図るため、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度が導入された。

カルロス・ゴーン事件のような保釈中の逃亡を、GPS端末の装着を義務付けることによって、防止しようとするものである。

■著作権法の改正

この改正は、①著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等、②立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置、③海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し、を骨子としている。このうちサイバー法に関係する部分は、②と③である。

別途、前述した「民事関係手続デジタル化法」の中でも、民事関係手続等と関係する規定として、著作権法42条の2が改正されている。これは民事関係手続のデジタル化に伴い、書証などが著作物である場合であっても、それを裁判所などに送信することを可能にするものである。

■次世代医療基盤法の改正

正式名称は「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」である。2023年改正は、①認定を受けた事業者が仮名加工医療情報を作成し利用に供する仕組みの創設、②匿名加工医療情報と公的データベースを連結解析でき

る状態で匿名加工医療情報を研究者などに提供できるようにすること、③病院などに次世代医療基盤法に基づく施策への協力を求める規定の創設、を骨子としている。

前記①は、同法に、個人情報保護法の仮名加工医療情報制度を新たに導入するものである。具体的には、④仮名加工医療情報の作成事業者の認定、⑥仮名加工医療情報の利活用者の認定、③薬事承認に資するための仮名加工医療情報の利活用、というプロセスに分かれる。

前記②は、本法に基づく匿名加工医療情報と、NDBや介護DB等の公的データベースを連結解析できる状態で研究者等に提供できることとするものである。NDBとは「レセプト情報・特定健診等情報データベース (National DataBase)」の略称であり、厚生労働省が提供する医療データベースである。NDBには、医療機関から保険者に発行するレセプト (診療報酬明細書)、及び定健診・特定保健指導の結果が含まれている。

■放送法・電波法の改正

インターネット動画配信サービスの伸長等を背景として、若者を中心に「テレビ離れ」が進んでいる。こうしたメディア環境の変化や、地方における人口減等により、今後、テレビ広告市場が想定以上に縮小していく懸念も拭い切れない。一方、中小規模のローカル局は固定的な経費の比率が高く、コスト削減には限界がある。こうした状況を踏まえ、経営難が顕在化した場合に迅速な対応ができるよう、先行して経営の選択肢を増やしておくことが望ましいという声も寄せられている。

この改正は、①複数の放送対象地域における放送番組の同一化、②複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用、③基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る規定の整備、を骨子としている。これによって、ローカル局等の

コスト削減が期待される。

■番号利用法の改正

この改正で、マイナンバーの利用等に係る規定が見直された。①法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務 (事務の性質が同一であるものに限る) についてもマイナンバーの利用を可能とする、②法律でマイナンバーの利用が認められている事務を主務省令に規定する、という内容である。この改正により、情報連携が可能となり、マイナンバーの利用範囲が拡大した。

次に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が図られた。ただし、その弊害防止のため、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供することもできる。他に、戸籍等の記載事項や、マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加するなどの改正がなされた。

■不正競争防止法等の改正

この改正内容も多岐にわたるので、サイバー法に関係する部分に限定して解説する。デジタル空間における形態模倣行為の防止に関する部分である。

この改正まで、有体物の商品を想定し、他人の商品形態を模倣したコピー商品を規制してきた。しかし、近年において、デジタル技術の進展、デジタル空間の活用が進み、現行法では想定されていなかったデジタル上の精巧な衣服や小物等の商品の経済取引が活発化している。そのため、新たにデジタル空間上の商品の形態模倣行為 (電気通信回線を通じて提供する行為) も規制対象として、デジタル空間上の商品の保護を強化した。

この改正によって、メタバース上の商品をメタバース上だけでなく、実社会でコピー商品として取引することも規制対象となることが明確化された。

■デジタル社会形成基本法等の改正

デジタル技術の進展を踏まえ、その効果的な活用のために規制の見直しを推進する目的で、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）、③アナログ規制を定める個別法、の改正を行うものである。

■性的姿態撮影等处罰法

正式名称は「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」である。

人の意思に反して性的な姿を撮影したり、それによって出来上がった記録を第三者に提供したりする行為が行われると、そのような記録の存在や拡散などによって、撮影時以外の機会に他人にそれを見られる危険が生じ、ひいては、不特定多数の者に見られるという重大な事態が生じる危険がある。他方、盗撮行為等は、従来、各都道府県の迷惑防止条例や児童買春等処罰法の「ひそかに児童ポルノを製造する罪」などにより、処罰対象とされてきたものはあった。しかし、迷惑防止条例は、都道府県ごとに処罰対象が異なる。児童ポルノ製造罪も保護の対象は児童のみであり、必ずしもこれらの条例や法律だけでは対応しきれない事例が存在した。そこで、この法律では、そのような事例も含めて、意思に反して自分の性的な姿を他の機会に他人に見られないという権利利益を守るため、意思に反して性的な姿を撮影したり、これにより生まれた記録を提供したりする行為などを処罰対象とした。

まず、①性的姿態等撮影罪、②性的影像記録提供等罪、③性的影像記録保管罪、④性的姿態等影像送信罪、⑤性的姿態等影像記録罪、が新設された。次に、刑罰（付加刑）として、⑥性的姿態等撮影罪又は⑦性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物やの複製物の没収も可能となる（原

本は刑法によって没収可能）。

さらに、検察官が保管する押収物に記録されている対象画像について、行政手続として、その存在形態に応じて、⑧電磁的記録の対象画像は消去又は押収物の廃棄、⑨それ以外の対象画像は押収物の廃棄、⑩いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像は電磁的記録の消去命令、の措置対象とした。

■金融商品取引法等の改正

デジタル化への対応関係では、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等が行われた。

■社債、株式等の振替に関する法律等の改正

デジタル関係では、①日銀出資証券のデジタル化、②投資法人、特定目的会社、有限責任監査法人登録簿等のインターネット公表、③財務書類の虚偽証明等を行った公認会計士等に対する課徴金納付命令に係る審判手続のデジタル化のための規定整備等、が行われた。

■その他

本稿のテーマに関係するものとして、内閣サイバーセキュリティセンターが「サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック Ver2.0」を、2023年9月に策定した。このセンターのウェブサイトからダウンロードできる。これまでのサイバーセキュリティ関係法令を俯瞰したものであるから、別途、参照されたい。

「デジタル敗戦」などという声も聞かれる中、わが国のデジタル化を急ぐことによって国際競争力を回復するため、さらに今後も関係法案が多数国会へ提出されることを期待するものである。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2024年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp